

平成21年度～平成25年度

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

幸田町地球温暖化対策実行計画

環境に

「^{えーこ}
e~COと」

始めてます



平成21年4月

愛知県額田郡幸田町

目次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景…………… 1
- 2 計画目的…………… 2
- 3 基準年度・計画期間・目標年度…………… 2
- 4 対象範囲…………… 2
- 5 対象とする温室効果ガス…………… 3

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 基準年度の温室効果ガス排出量…………… 4
- 2 要因別の排出状況…………… 4～5
- 3 削減目標…………… 5

第3章 具体的な「^え～^こcoと」(取り組み)

- 1 省エネ推進による削減…………… 6～8
- 2 機器・設備の改善等による削減…………… 8～9

第4章 推進・点検体制及び公表

- 1 推進・点検体制…………… 10
- 2 進捗状況等の公表…………… 10

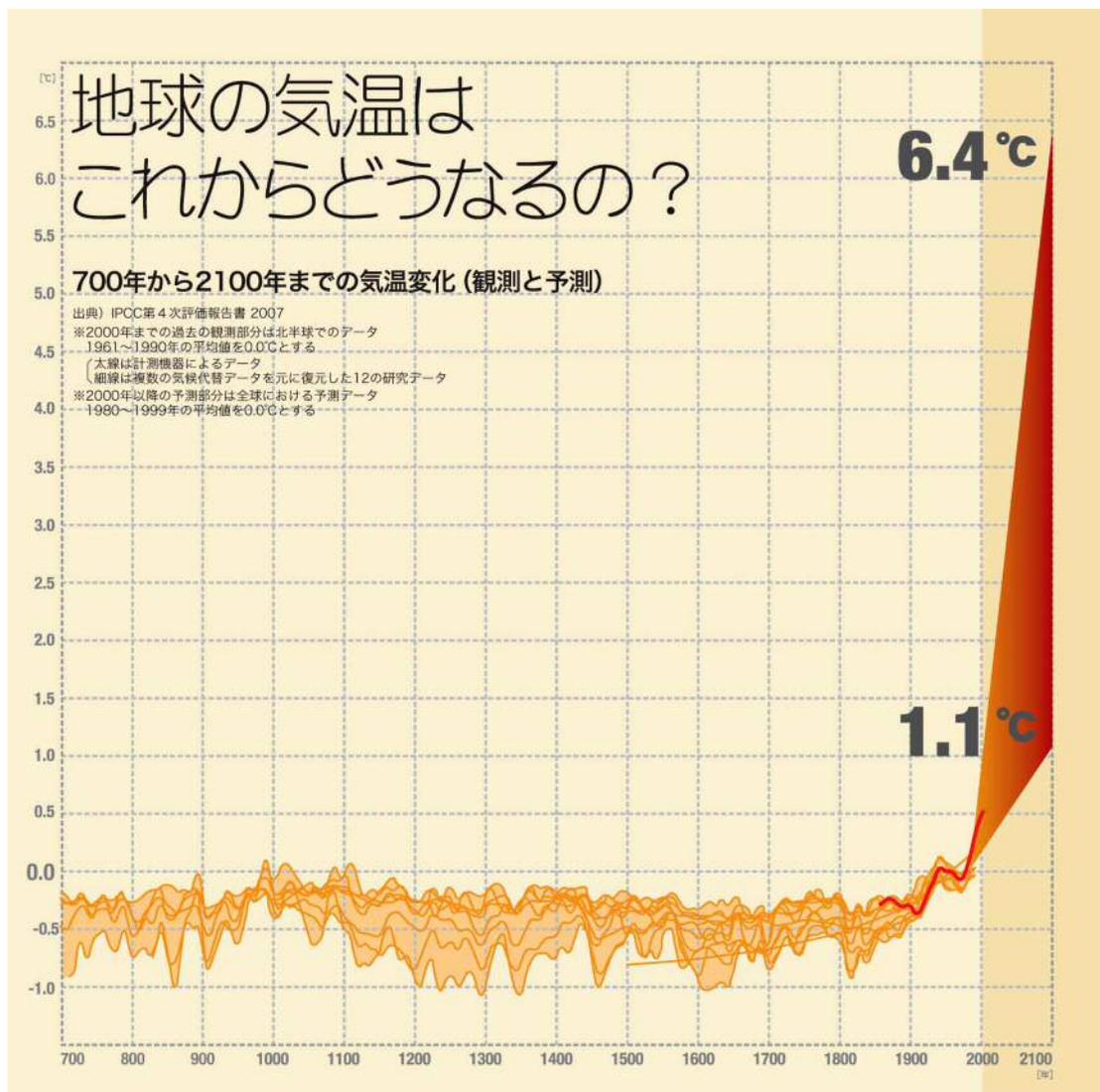
第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化とは、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射しや地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化が進むことにより気候が変化し、異常気象による水害や渇水、海面上昇による陸地の水没、生態系への影響、作物への影響やマラリアなど熱帯性感染症の発生地域の拡大など、我々の生活に様々な悪影響を及ぼすと言われており、早急に温暖化防止対策を講じなければならない現状にあります。

(図1 今後の気温予測)



出典) IPCC第4次評価報告書2007

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

2 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものです。

本町の事務事業の実施に当たり、環境に「^え～^こと」しよう（※1）を合言葉として、実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減に向けての様々な取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

※1 環境に「^え～^こと」しよう

政策課題研究研修との連動

政策課題研究研修とは、幸田町の抱える問題から、テーマを定め現状分析・先進地事例などの情報収集を行い、政策形成のための理論と技法を習得するための研修です。

平成20年度の受講職員は、「未来ある子ども

たちのために今できること」を大きなテーマに、「役場発!!環境に^え～^ことはじめよう（CO₂削減取り組み）」として、「e c o通勤（徒歩・自転車・公共交通機関等）」・「e c o用車（公用車の使用燃料削減）」・「町民向け自転車利用促進」の3つを考え、発表しました。

実行計画には、これらのアイデアも活かされています。

e c o用車（自転車）ステッカー



3 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度（※2）を平成19年度、計画期間を平成21年度から平成25年度までの5年間、目標年度を平成25年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※2 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度を指します。

4 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業を対象とします。

ただし、温室効果ガスの削減目標については、第3者に管理委託している施設、町職員等が常駐しない施設は除き、新設の給食センターについても、既存のものとの比較が困難なため除くものとしますが、可能な限り実行計画の趣旨に沿った取り

組みを実施するものとしします。

(表1：削減目標設定の対象施設一覧)

所管	施設等	所管	施設等
財政課	役場庁舎	消防本部	消防庁舎
健康課	保健センター	生涯学習課	中央公民館
学校教育課	小学校(6校)		郷土資料館
	中学校(3校)		さくら会館
児童課	保育園(8園)		勤労者体育センター
	上六栗子育て支援センター		弓道場
	児童館(3館)	福祉課	身体障害者福祉センター
全課	公用車		老人福祉センター

5 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象の6種類のガスのうち二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)の3種類を対象とします。温室効果ガスのうち、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)及び六フッ化硫黄(SF₆)については、封入量の把握が困難であることから対象から除きます。

なお、メタン及び一酸化二窒素については、地球温暖化係数(※3)を用いて二酸化炭素換算で排出量を算出します。

(表2：地球温暖化係数)

種類	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	21
一酸化二窒素(N ₂ O)	310

※3 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準とし、何倍の温室効果を持つかを示したものです。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度の温室効果ガス排出量

本町の基準年度の第1章に掲げる対象施設の事務・事業における温室効果ガス総排出量は、1,481t-CO₂です。

(表3：温室効果ガス排出量内訳)

種類	排出量
二酸化炭素 (CO ₂)	1,476.3 t-CO ₂
メタン (CH ₄)	0.2 t-CO ₂
一酸化二窒素 (N ₂ O)	4.5 t-CO ₂
合計	1,481 t-CO ₂

※ 自動車走行により、メタン及び一酸化二窒素が排出されます。

※ 合計欄は、小数点第1位を四捨五入しています。

2 要因別の排出状況

基準年度の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、電気使用に伴うものが全体の74.8%を占め、次いで灯油・その他油類の使用が9.5%を占めています。

(表4：要因別排出量)

排出要因	使用量	排出量
電気	2,450,746.0 kwh	1,107.7 t-CO ₂
LPガス	13,267.7 m ³	39.8 t-CO ₂
灯油・その他油類	56,720.0 ℓ	141.2 t-CO ₂
ガソリン	37,537.4 ℓ	87.2 t-CO ₂
軽油	38,346.4 ℓ	100.4 t-CO ₂
自動車走行		4.7 t-CO ₂
合計		1,481 t-CO ₂

※ 自家発電設備（太陽光発電等）設置施設については、使用量より売電量を差引きます。

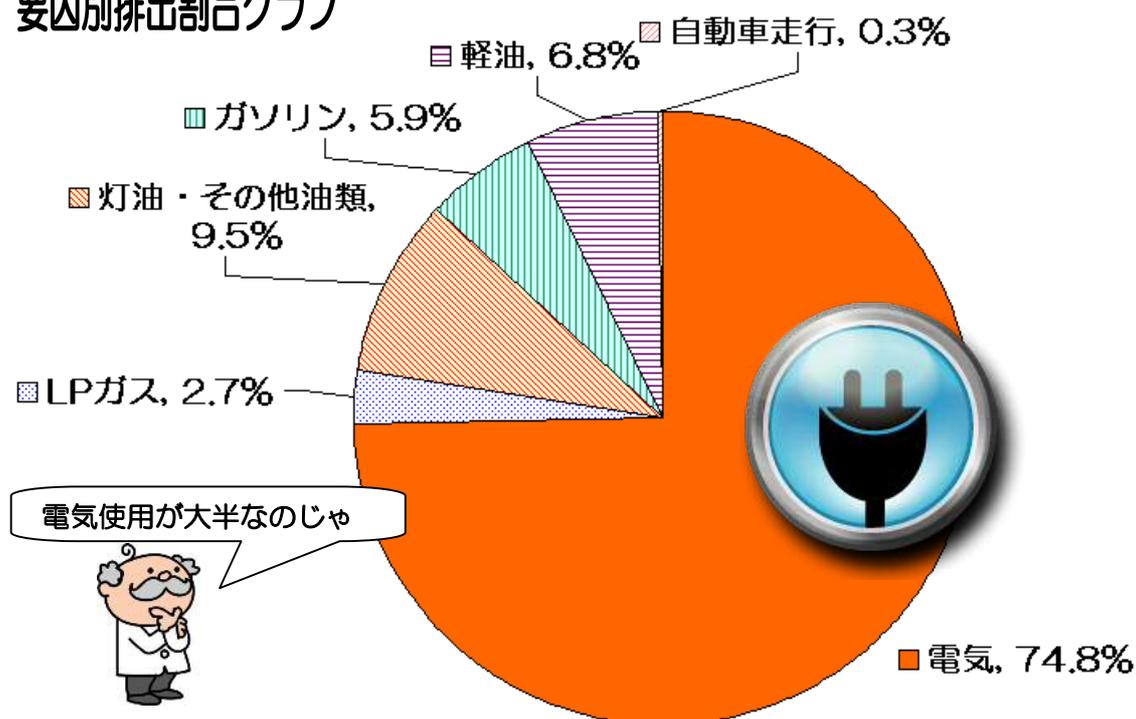
※ 合計欄は、小数点第1位を四捨五入しています。

※ 二酸化炭素排出係数は、以下の値を使用しています。

電気：0.452kg-CO₂/kwh、LPガス：3 kg-CO₂/m³、灯油・その他油類：2.589 kg-CO₂/ℓ

ガソリン：2.322 kg-CO₂/ℓ、軽油：2.619kg-CO₂/ℓ

要因別排出割合グラフ



3 削減目標

表5に掲げる要因別の削減目標を達成することにより、基準年度と比較して、目標年度の温室効果ガス排出量を6%削減することを目標とします。

平成19年度温室効果ガス排出量

1,481 t-CO₂

6%削減

平成25年度温室効果ガス排出量

1,392 t-CO₂

(表5：要因別削減目標)

要因	基準年度排出量 (平成19年度)	削減目標	目標年度排出量 (平成25年度)
電気	1,107.7 t-CO ₂	5.5%	1,046.8 t-CO ₂
LPガス	39.8 t-CO ₂	0%	39.8 t-CO ₂
灯油・その他油類	141.2 t-CO ₂	7%	131.3 t-CO ₂
ガソリン	87.2 t-CO ₂	10%	78.5 t-CO ₂
軽油	100.4 t-CO ₂	10%	90.4 t-CO ₂
自動車走行	4.7 t-CO ₂	0%	4.7 t-CO ₂
合計	1,481 t-CO ₂	6%	1,392 t-CO ₂

※ 合計欄は、小数点第1位を四捨五入しています。

第3章 具体的な「^{えーこ}e~coと」(取り組み)

1 省エネ推進による削減

一人一人の職員が、温暖化防止の意識を持ち、以下に示す項目に取り組み、日常的な使用エネルギーの削減をし、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

「^{えーこ}e~coと」その1:



電気使用量の削減

① 照明

- ・ トイレ・会議室・教室など、利用していない部分は可能な限り消灯します。
- ・ 昼休み時間には、来客対応用を除く照明を消灯します。
- ・ 勤務時間外には、必要な照明のみ点灯します。
- ・ ノー残業デーを徹底します。
- ・ 十分な照度を確保できる場所では、可能な限り消灯します。
- ・ スイッチにステッカー等で、消し忘れ防止の喚起をします。

② パソコン

- ・ 席を離れる時は、ディスプレイを閉じます。
- ・ 外出する時は、電源を切ります。

③ 電気ポット

- ・ 退庁時にお湯を捨てコンセントを抜き、勤務時間外は利用を控えます。
- ・ 水から沸騰させず、可能な限りガス瞬間湯沸器を利用します。
- ・ 湯茶等を各自持参することで、使用を控えます。

④ 冷暖房

- ・ 設定温度を、「冷房28℃」「暖房20℃」とします。
- ・ 空調期間は、「冷房6月初旬から9月下旬」「暖房12月初旬から3月下旬」とします。
- ・ 利用時間は、勤務時間内とします。
- ・ ブラインド・カーテン等を利用し、空調効率を高めます。
- ・ クールビズ・ウォームビズを取り入れます。

⑤ その他

- ・ エレベーターの利用を自粛します。
- ・ 長時間利用しない機器のコンセントを抜きます。(省エネタップの利用)
- ・ 省エネモードが付いている機器については、省エネモードを利用します。
- ・ 電話は要件をまとめて、手短に済まします。

「e~coと」その2:  燃料使用量の削減

① eco用車(※4) 取り組み推進

※4 公用車の燃料使用量を減らす取り組み

- ・ 近距離の移動は、徒歩や自転車を利用します。
- ・ 公共交通機関を積極的に利用します。
- ・ エコドライブ(ふんわりアクセル・加減速の少ない運転・早目のアクセルオフ・エアコンの適正使用・アイドリングストップ・暖機運転を行わない)に努めます。
- ・ 余分な荷物を積んだままにしません。
- ・ 相乗りに努めます。
- ・ タイヤの空気圧を確認し、適正に保ちます。

② 冷暖房(灯油使用による)

- ・ 設定温度を、「冷房28℃」「暖房20℃」とします。
- ・ 空調期間は、「冷房6月初旬から9月下旬」「暖房12月初旬から3月下旬」とします。
- ・ 運転時間は、勤務時間内とします。
- ・ ブラインド・カーテン等を利用し空調効率を高めます。
- ・ クールビズ・ウォームビズを取り入れます。

「e~coと」その3:  用紙類削減

① パソコン・コピー機

- ・ 両面利用・ミスコピーの裏面利用・Nアップ(※5)に努めます。
- ※5 Nアップとは、1枚に複数ページを印刷することです。
- ・ 印刷プレビューの確認により印刷ミスを減らします。
 - ・ 印刷後リセットボタンを押し、後の利用者の印刷ミスをなくします。
 - ・ 個人用の業務参考資料等については、メモや記録で済ませます。
 - ・ グループウェア・電子メールなどを積極的に利用します。
 - ・ 会議ではプロジェクター、パワーポイント等を活用し、資料を簡素化します。

② その他

- ・ 折れたり、しわになったりしているものは、メモ用紙として利用します。
- ・ 使用済み封筒の再利用をします。

第3章 具体的な「e~c~oと」(取り組み)

「e~c~oと」その4:



水使用量削減

- こまめに蛇口をしめます。
- 軍手などのまとめ洗いに努めます。
- 食器洗いの時、ため洗いをします。
- 漏水の早期発見・対応ができるような管理を行います。
- ポスター、張り紙等により節水を喚起します。

「e~c~oと」その5:



その他

- 事務用品等は、エコロジー対象商品を購入します。
- 事務用品等の在庫を確認し、適切な量を購入します。
- マイ箸・マイボトル・エコバッグを利用に努めます。
- イベント等の開催は、環境に配慮したものとします。
- eco 通勤（徒歩・自転車・公共交通機関等）を心がけます。

2 機器・設備の導入・改善等による削減

職員の省エネ行動による温室効果ガス削減に加え、以下に示す項目に取り組むことにより、更なる温室効果ガス排出量の削減を図ります。

- 省エネタップを導入し活用します。
- 誘導灯の調査をし、旧型のものを省エネタイプに更新します。
- 壁面緑化を実施します。
- 白熱灯を蛍光灯へ切り替えます。
- 建物の建設・改修時等に、太陽光発電設備の導入を検討します。
- 蛍光灯を省エネ型照明（LED等）へ切り替えます。
- 水銀灯をメタルハライドランプへ切り替えます。
- 必要な照度を確保し、可能な限り不要な照明を間引きます。
- 人感センサーを有効な場所（トイレ等）に導入します。
- 効率的な点灯ができるように、照明へプルスイッチを取り付けます。
- 電気機器などの更新時に省エネタイプへ切り替えます。
- 建物の建設・改修時等に、単独空調システムの導入を検討します。
- 建物の建設・改修時等に、遮熱塗料の導入を検討します。
- 空調運転の効率化を図るために、空調室外機へ水噴霧器を取り付けます。
- eco用車の取り組みを推進します。

◎ 公用自転車を導入し、利用促進を図ります。

- ◎ 軽自動車、小型車、ハイブリッドカー等の低燃費車を導入します。
- ・ 建物の建設・改修時等に、雨水・中水利用を検討します。
- ・ 節水コマを取り付けます。
- ・ 節水型のトイレを導入します。
- ・ 女子トイレに擬音装置を導入します。

省エネルギー診断

温室効果ガス削減に向けて、経済産業省資源エネルギー庁補助事業として、財団法人省エネルギーセンターが、事業所に対して無料で行っている事業です。

その内容は、「省エネ＝省コスト＝省CO₂」

の理念を基に、事業所においてどのような省エネ対策が有効かを診断するものです。

今回、実行計画の策定にあたり、削減目標の達成をより現実的なものとするため、役場庁舎・消防庁舎・中央小学校・北部中学校・町民会館・町民プール・図書館の7施設で省エネ診断を実施しました。

省エネ診断の様子



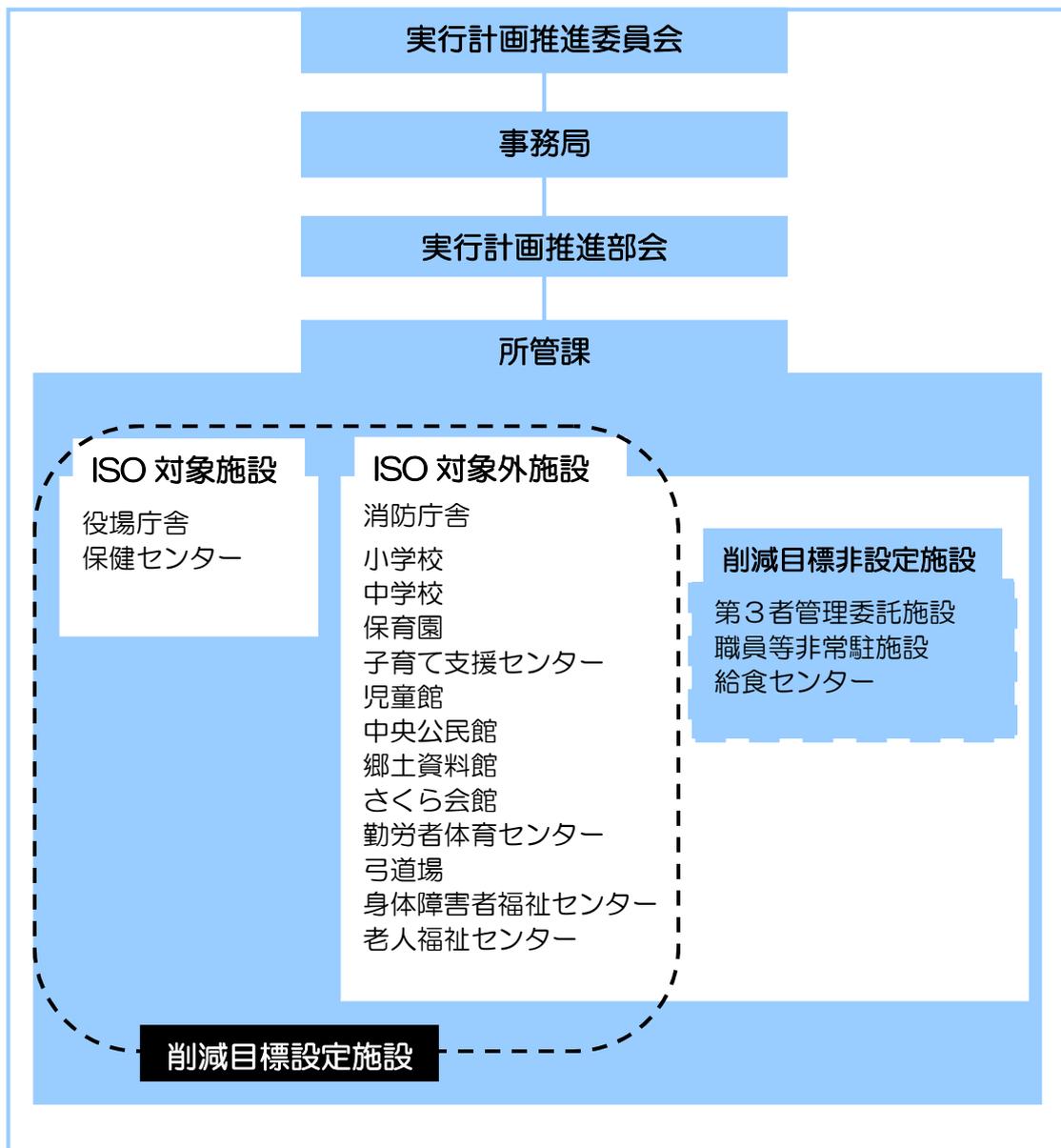
第4章 推進・点検体制及び公表

1 推進・点検体制

事務局は、環境課に置きます。所管課は、実施目標の設定、計画の推進、管理及び点検を行います。実行計画推進部会は、所管課の相互調整を図ります。実行計画推進委員会は、実績の評価を行い、評価に基づき改善を図ります。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

(図2 推進・点検体制)



2 進捗状況等の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報誌やHP等により公表します。